

大園遺跡における古墳時代中期後半の建物群の構成

丹 羽 佑 一*

The composition of structures in the late-middle Kofun period found in the Ozono site

Yuichi Niwa

(昭和56年9月30日受理)

概 要

本稿は、大阪府高石市の大園遺跡で発掘された古墳時代中期後半の集落の構成を分析することによって、住人の構成とその性格を明らかにするものである。

結論として、集落は、各々血縁関係によってまとまる3つの集団から構成されていることが判った。支配者集団と2つの従属集団である。支配者集団は畿内王権の構成員中、下位クラスに属するものであった。

大阪府教育委員会は、昭和50年10月6日から、51年3月24日に至る都市計画道路松原～泉大津線高石綾園地区の発掘調査で、古墳時代中期後半（5世紀後半）の掘立柱建物群を検出した¹⁾。掘立柱の建物が、竪穴住居を伴わず単独で群を構成する最古の例として、又百舌鳥古墳群の形成、陶邑古窯群による須恵器生産等、時代における政治、経済の中心である和泉北部の集落として、大いに注目される場所であった。

本稿は、この大園遺跡古墳時代中期後半（以後中期後半とする）の掘立柱建物群（以後特別の場合を除き単に建物群とする）の構成を分析することによって、その住人の構成及び性格を明らかにするものである。

I 遺跡の立地環境

大園遺跡は大阪府高石市の西南部に位置し、大園古墳（5世紀末～6世紀初頭）をその東部に含む、東西1.5km、南北1kmの範囲を持つ。この範囲の中には、旧石器時代から、縄文、弥生、古墳時代以降、今日に至る歴代の遺物、遺構が空白部を介在させつつ、或いは重なり、或いは地点を異にして分布している。歴史構成上の単位として、この遺跡範囲は決定されたといえよう。

自然景観をみると、遺跡は信太丘陵の西辺、南北に走る洪積世低位段丘とその端を縁どる傾斜面、及びその西に拡がる砂丘後背低地にまたがっており、標高9mから1mを計る。大園古墳や、その北から東に拡がる平安時代中期の集落、南から西へ、古墳を巡る様に群在する古墳時代後期後半（6世紀後半）の集落は、低位段丘上に位置する。一方、本稿で取り上げる中期後半の建物群、墓塚、杭列が検出された地域は、大園古墳の西400m、後期後半の集落より西へ250mの低位段丘とその西に拡がる砂丘後背低地に位置しているのである。それでは、中期後半の建物群は、どのような構成から成立しているのか、他

* 考古学研究室

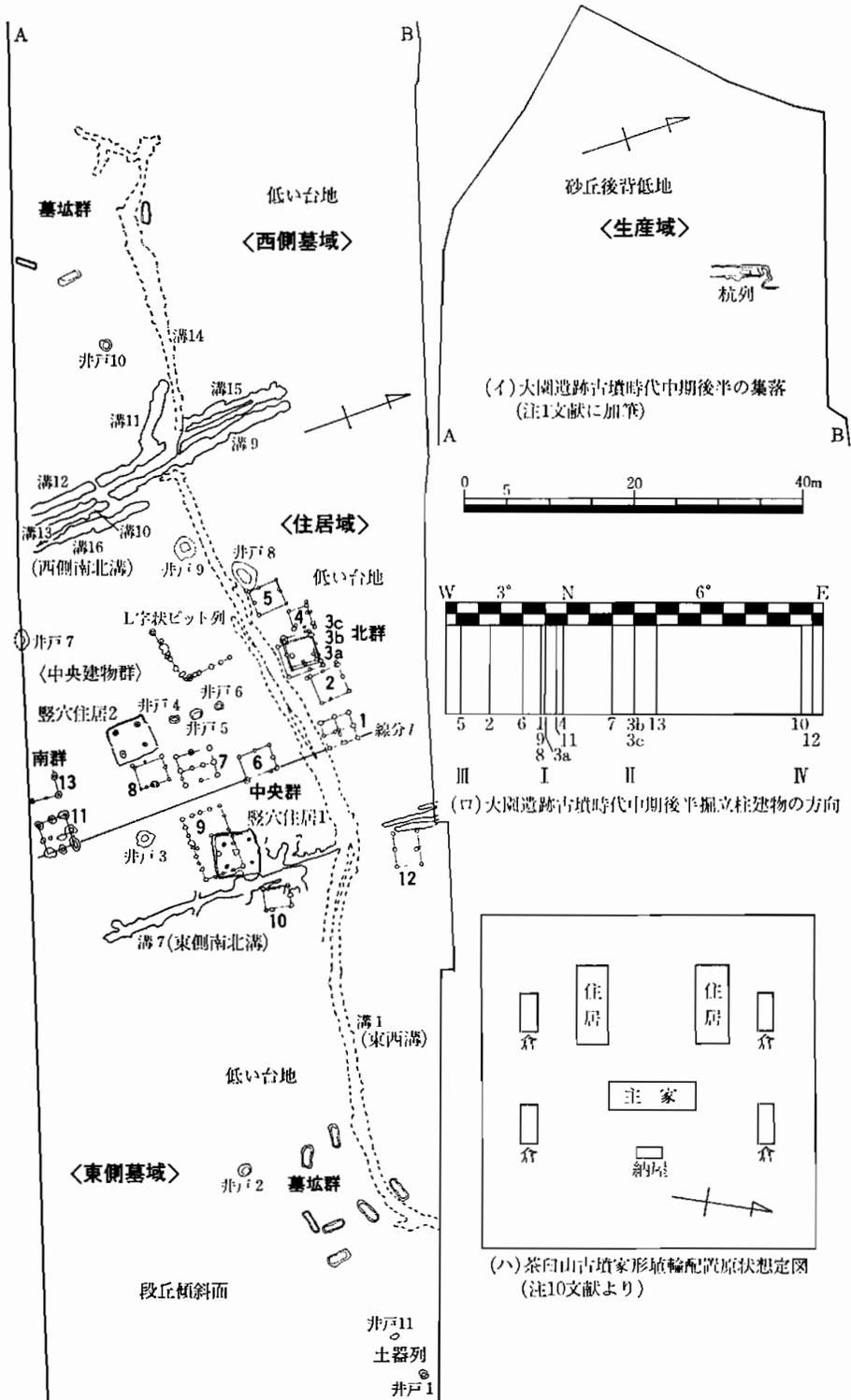


図1 大園遺跡古墳時代中期後半の集落及び関連資料

の遺構との関係も考慮に入れつつ分析してみよう。

Ⅰ 古墳時代中期後半の掘立柱建物群の分析

(i) 従来の分析 先に小笠原好彦氏と大園遺跡の調査、及び報告者である広瀬和男氏の分析がある(図1)。

④ 広瀬氏の分析³⁾ 氏は各建物の軸方向の同一性と、竪穴住居と掘立柱建物との切合関係、軒の出による重複関係により、12棟の掘立柱建物の共存と、竪穴住居より掘立柱建物への移行を分析し、配置、規模、倉の位置を検討することによって、群の抽出とその特徴把握を試みた。結果、建物群はa(1～5号)、b(12号)、c(6～10号)、d(11号)の4群に分かれる事、b群を除く各群が倉を持つ事、9号を除く各建物は、ほぼ同規模である事、c群はその規模において傑出した9号を含み、他群の上位に位置する事、以上を明らかにした。この観察結果より、集落を形成した人々の構成を次の様に結論づけたのである³⁾。「……ある世帯共同体(c群—筆者注)が、集落の首長たる人格を有し、他の世帯共同体(c群以外の群—筆者注)に君臨しているようだが、従属的位置にあるものの、倉庫を有しており、この集落全体が、B類型(倉を持たない集落類型、A類型は倉を持つ集落類型—筆者注)の集落を支配している可能性もある。しかし、収奪の象徴となる倉庫群がみられないことより支配的共同体としての位置はあまり高くない。…」以上である。

⑤ 小笠原氏の分析⁴⁾ 広瀬氏のグルーピングと異なる点は無いが、建物の軸方向の差異より、b群と他群間に時期差を認めることや、a群の建物群は直列し、c群はコの字形になる配置に、各群の個性を求めている点が重要である。全体の配置については言及されていないが、5、6世紀の通例として、群馬県茶臼山古墳の家形埴輪群の配置復原例にみられる左右対称性は無いとしている。氏は5、6世紀の集落は、(イ)掘立柱建物単位集団のみで構成されるもの、(ロ)竪穴住居群の単位集団をも含むもの、の2形態があり、さらに竪穴住居と掘立柱建物の混成よりなる単位集団の存在も指摘している。そして、(イ)の単位集団を、掘立柱建物の建築技術独占集団を招来し得る政治的、経済的に有力な集団と規定し、その集落が³⁾、後の宮殿や官衙の敷地として利用されるに至った過程に、権力中枢との結びつきを想定している。大園遺跡中期後半の建物群は明らかに(イ)の集落に属する。これより、氏は、その単位集団が大園古墳、貝吹山古墳の被葬者と繋がりを持つ首長層の一員としての資格を認めるのである。しかし、建物群の配置に左右の対称性を欠くところより、その配置にむしろ竪穴住居集落との系譜を認め、その単位集団も又、農業経営を基盤として旧来の共同体の諸関係中に身を置いているとしたのである。

以上、2氏の分析を要約したのであるが、集落の分析に必要な集落全体の空間構成の検討、建物群と他の遺構との関係、集落の形成から廃絶の過程の検討が見過されている。以下、これらの点に留意して、建物群の分析を試みる。

(ii) 遺構群の配列(図1)

本地域の古墳時代中期の遺構には掘立柱建物群、竪穴住居址群、井戸群、墓壇群、溝群、土器列、杭列(水田址)がある。この内中期前半に属するものとして、東部の井戸群、東西方向に走る溝が挙げられる。中期後半にはいると、東西溝は埋まり、東部には墓壇が掘られ、土器が供された(土器列)。その西には竪穴住居2基と掘立柱建物群15棟⁵⁾が出現するが、その東西両側を画するように、南北溝が切られる。この溝は流水の痕跡がなく、中央部が南北両端より高い等、排水を目的としない。住居区域を画する溝である。なお、東側南北溝の東にさらに2棟の建物がある。住居域の西には再び墓壇が掘られ、その

途切れる所は段丘西縁となり、空白部を介在させて、水田地と考えられる杭列が南北に続くのである。以上より、本地域は、中期前半には集落の取水地として利用され、後半に至って集落の中心部として開発されたといえる。

その集落空間は、東部に墓域、中央部に住居域、その西に再び墓域、さらに西に生産域と、活動の諸カテゴリーによって分割され、カテゴリー間には東西方向の配列を認めることができよう。集落の形態として注目される場所である。しかし、空間分割による諸カテゴリーの配置に今一つ別の方向性を見出すこともできる。それは、住居域を中心とした墓域の対称的配置である。先の配列が、活動の諸カテゴリーによる空間の分割—東西方向への配置であったのに対し、この配列は、同一の活動カテゴリーによる空間の分割—対称的配置である。前者は個有の集落形態を示すものといえるが、後者は同一活動に結集する集団の分割を示すものである。すなわち、集落住人の間には、東へ葬られる人々と西へ葬られる人々に2分される集団が存在したのである。その意味するところは何か、Ⅲ章において検討することにした。

なお、東西方向の空間分割が集落の形態として看取されたが、これより建物群は2つのまとまりに分けることができる。すなわち、東溝の外に位置する10号と12号を東群として、他の建物群より区分できるのである。又、建物群の東西両側は溝によって画されていること、北側にはそれ以上建物が続かないこと、南側は調査域の外に出るが、Ⅱ章(v)における井戸の分析や、東溝の南端が已に現われているところから、住居域の南限も近いといえる。以上より、本地域中期後半の建物群は、ほぼ完結した姿を現わしているといえよう。

(iii) 罫穴住居群と掘立柱建物群の編年(図1)

掘立柱建物は、計15棟検出されているが、その内3棟(3a, 3b, 3c号)は、切合っており、又2号と3a号, 3c号と4号は、軒の出を想定すると重複関係に在る。よって、15棟の建物全てが、共存したわけではないといえよう。それでは、一時期に共存する建物はいずれか。切合関係、重複関係にある建物群から時期の指標をまず抽出し、ついで編年に入ることにする。

まず、3a, 3b, 3c号の建物の方向(桁行、梁行の直交する2辺の方位)をみると、3a号と3b, 3c号間に方向の振れが観察される。2号と3a号間、3c号と4号間においても同様の振れが観察される。すなわち、建物の新旧関係の指標として、建物の方向を挙げるのであり得るのである。これより、全建物の方向を検討すると、次の4群に分かれる(図1)。Ⅰ群=(N-0.2°-W)~(N-2°-W)、Ⅱ群=(N-2°-E)~(N-4°-E)、Ⅲ群=(N-3.5°-W)~(N-4.8°-W)、Ⅳ群=(N-10.5°-E)~(N-11°-E)である。Ⅰ群には、1, 3a, 4, 6, 8, 9, 11号が、Ⅱ群には3b, 3c, 7, 13号が、Ⅲ群には2, 5号が、Ⅳ群には10, 12号が各々属する。建物の方向の振れは、新旧の関係を示す。すなわち、15棟の建物は4期に編年区分されるのである。もっとも、これは構築時期の新旧関係を示すものであって、重複関係、及び切合関係にある建物を除いて、1時期に特定の方向を持つ建物しか存在しなかった、ということではない。

それでは、この4期のいずれが最も古く、又新しいのであろうか。各群の順序を直接に示すものはない。しかし、Ⅰ群とⅡ群は構築場所を踏襲しており、連続するものといえる。又、各群に属する建物の分布関係をみると、Ⅱ群を中心に、その周囲をⅠ、Ⅲ群がとり囲んでいる。この状況は、Ⅰ群をⅡ群の発展形、Ⅲ群をその衰退形と捉える事を可能にするものである。

以上より、建物群の編年は次の様になる。すなわち、Ⅱ群→Ⅰ群→Ⅲ群である。この変遷から、建物の東、西辺の方向が東より西に順次振れていったことが判るのである。しかし、建物には別にⅣ群があり、又竪穴住居も存在する。この2者は上記の編年上、如何なる位置を与えられるのであろうか。

まず、Ⅳ群は建物の方向からすると、最古、或いは最新の群となろう。しかし、(iii)の分析結果では、Ⅳ群は東群として中央の建物群より区分された。故に、それより新しい、或いは古いと推定されるⅠ・Ⅱ群のまとまりとの間には、不連続性が認められるのである。以降、溝に画された中央の建物群の構成の分析では、上記の理由より、東群を除外することになる。

竪穴住居は切合関係、重複関係によって、特定の建物群よりも古い事は明らかである。しかし、その新旧関係はⅠ群との間にあって、群中最古のⅡ群との間にはない。この事は、或いはⅡ群の時代に竪穴住居が存在した事を推測させるものである。今、Ⅱ群と竪穴住居の分布をみると、Ⅱ群7号は竪穴住居に近接しながらも重複を避けている。しかも7号は倉庫である。又、竪穴住居が検出された部分では、弥生時代や、古墳時代も古くに溯る遺物の出土は報告されていない。この様な状況は、先の推測を補強するに十分である。すなわち、竪穴住居と掘立柱建物Ⅱ群は共存するといえよう。もっともこの集落形態は、より一般的なものである。

以上より、編年を完成させることができよう。竪穴住居とⅡ群→Ⅰ群→Ⅲ群である。もとより、これは構築時期の変遷を示すものであって、切合、重複関係を除くと、Ⅰ群とⅡ群の一部は共存関係にあったことも想定できる⁷⁾。それは、Ⅰ群がⅡ群を基盤にして展開しているからであり、又、3b、3c号の建替え、7号の建直し(柱穴の重複)にみられるⅡ群の存続年数の長さからも肯定されよう。

なお、この変遷は集落形態の大きな変化を示している。これは和泉北部における古墳時代中期の技術革新の先進性を具体的に示す材料となり得るが、さらに重要なことは、この集落を形成した人々の政治的・経済的性格を規定することである。さらに又、中央部の掘立柱建物群の構成にこの竪穴住居の系譜が組み込まれた時、竪穴住居が極めて興味ある性格を有していたことがわかる。しかし、これについては、(iv)で言及することにしよう。

(iv) 掘立柱建物群の配列と群構成(図1)

上述した様に中央の建物群は3時期に編年区分されるが、1期、2期は、北、中央、南の3群構成を展開し、そこに同一集団の発展していく姿が認められる。3期は北群のみで、集落の末期を如実に物語っている。

つぎに、各群に属する建物の位置関係をみると、北群では直列に、中央群ではL字形にと、群に固有の配置規制が存在する様である。それでは、群を越えた全体としての配置規制は存在しなかったのであろうか。建物の時期決定にその方向が指標にされる等、その構築にあたっては、建物の方向が最重視されたことは想像に難くない。そこで、各建物の方向に注意しながら、最も集落が拡充された2期において、全体の配置規制を検討してみることにしてしよう。

まず注目されることは、1、6、11号の東辺が、一直線(以後 l とする)上に在ることである。西辺はどうかというと、1号と8号の東辺をのせる線分は l と平行である。もっとも、この線分に対し、6、11号の西辺は出入りをみせるが、これは建物の規模によるものであろう。これら2本の線分は、ほぼ真北方向をとり、これに直交する、或いは平行する線分を引き、方眼を想定すると、同時期の他の建物は当然ながら、全て方眼に

平行するのである。すなわち、2期建物群には全体の配置規制が認められるのであり、線分 l はこの配置の規準線といえる。ところが、建物の機能に注目すると、線分 l の中央部と、南北両端には共に倉が位置し、大型住居と推定される9号⁹⁾は、両端の2棟の倉のほぼ中間地点に位置することが判る。この状況を9号の位置から観察すると、9号の前面に建物群がコの字状に巡り、しかもその配置は、9号を中心に機能的左右対称性をとるのである⁹⁾。この建物群の見方は、東西方向をとることになるが、これは(ii)で分析した、集落空間の分割方向に合致し、正当なものといえよう。

以上、建物の分布、及びその機能より、建物群の群構成について分析した。各群は特定空間への分布という形でそのまとまりを示しているが、全体の配置規制の存在より、一つの統一体として収束される。この統一体を具現するものが9号掘立柱住居であり、9号を中心に建物の機能的左右対称性が看取された。これは9号によって建物の個別機能が組織化されていることを表現するものであって、その内容は、各建物が持つ個別機能が9号大形住居の為に働く、というものである。すなわち、1, 7, 11号の倉は、9号大形住居に属するのである。従って、北群と南群に一見して含みそうになる1号、11号は、中央群に属させるべきであり、それは北に位置しながらも、北群3a号と中央群6号からほぼ等距離にあるという1号の位置関係にも表われているといえよう。この様に大園遺跡古墳時代中期後半の建物群の構成を結論づけられるが、これに関連して、二つの問題を検討しなくてはならない。

(イ) 建物群の配置は、群馬県茶臼山古墳の家形埴輪の配置¹⁰⁾を想起させるものである(図1)。しかし、主屋と目される9号棟と堅魚木をあげた家形埴輪とでは、その正面観(配列に対する正面位置)が異なっているのである。9号は全体の配列に対し、妻を正面に向け、家形埴輪の方は平を向けているのである。正面観は、主要な建物ほど大切な要素である。出入口の位置一間取り、とも関連して、正面観の差異は建物の機能の差異に因する場合もあろう¹¹⁾。従って、家形埴輪の配置は、あくまでも復原の所産であると言い得ても、9号が住居であり、主屋になり得るのかどうか検討しなくてはならない。そこで、この様な正面観をもつ例を求めると、神社建築の古式である大社造、住吉造があり、又、清和天皇の貞観儀式(西暦870年頃)までその形式が溯れる大嘗祭正殿も挙げられる。これらは全て、妻入、前後二室の間取りを持つもので、後世の住宅建築の祖形を示すものとされている¹²⁾。配列における位置を問わないならば、この形式が、法隆寺東院伝法堂の前身一聖武天皇夫人橘古那加智の住宅(奈良時代)や、同じく法隆寺東院下層建物(6世紀)にも認められる。又、大部分の家形埴輪の出入口は、平の端に寄った部分に設けられており、前後二室の間取りが推定されている¹³⁾。これは妻入ではないが、妻入の埴輪も少数であるが知られている。9号自身においても、床面に検出されたピットのいくつかは、前後の間仕切柱か、前後2種の床構造を可能にする束柱に比定される。

以上より、9号の正面観は特異なものではなく、古式の建築群にあっては、正殿の形式を示す一般的なあり方であったといえよう。一方、茶臼山古墳の家形埴輪の主屋にみられる正面観は、寺院の伽藍や、伊勢神宮(神明造)、大方の官衙にみられるものであり、茶臼山古墳例は、時期的にむしろ特異であって、その大勢は、後世の仏教文化伝来以降¹⁴⁾のものなのである。

(ロ) 先に9号棟の特性について検討したが、この頃では南、北、中央3群の特性について検討しよう。

まず、各群に属する建物の梁行と桁行の長さの比(以後長方形度とする)を調べると、

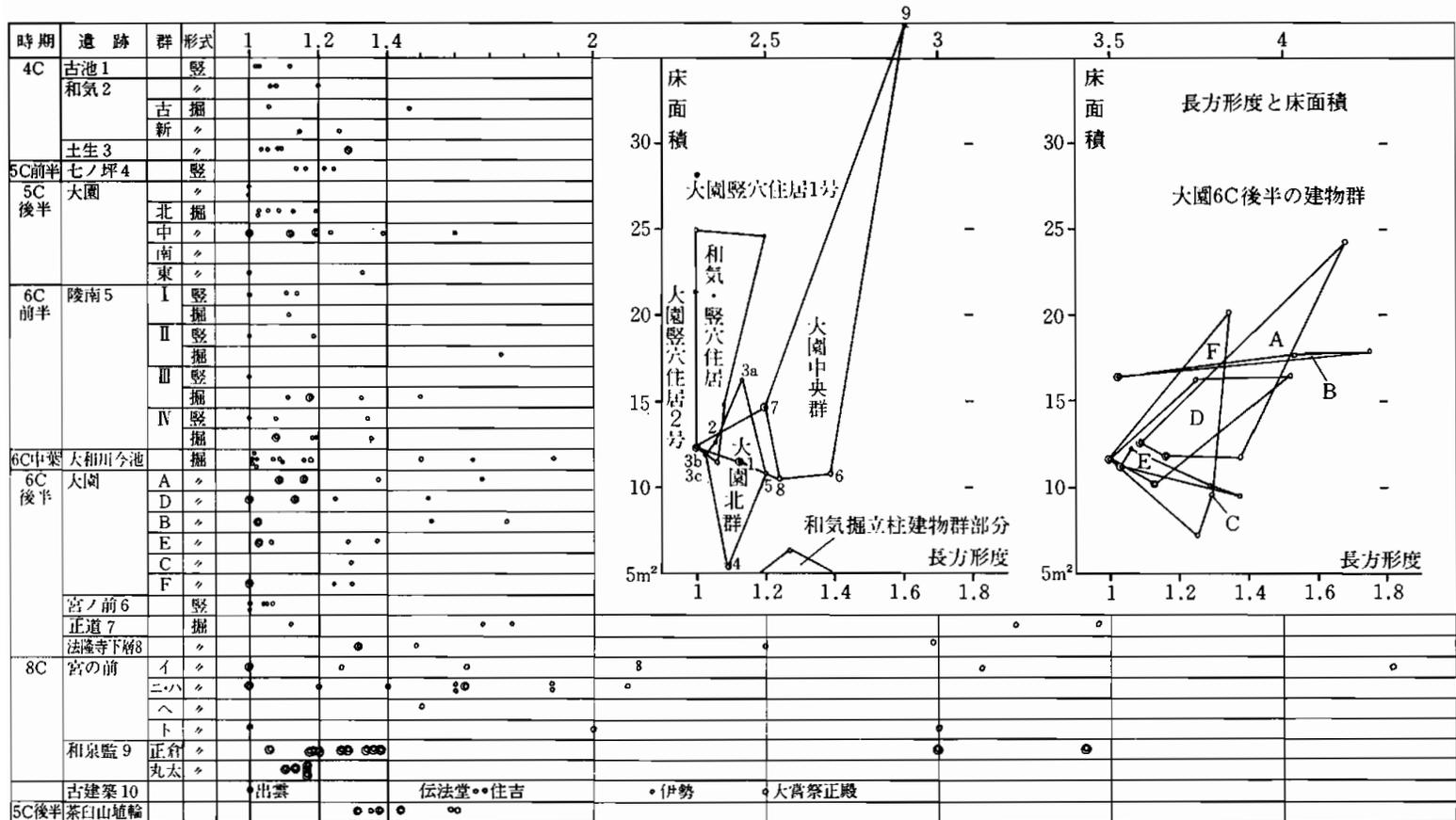


図2 床面形長方形度の変遷及びその群構成

遺跡番号は引用文献注番号を示す。二重丸は倉を示す。5C後半の大園遺跡以外の群構成は引用文献による。形式における竪は竪穴住居を、掘は掘立柱建物を示す。

図2の結果が得られる。倉と推定されるものは、1以上～1.2以下の範囲に入っている。又、その分布密度、倉の数値を参考に他の建物を検討すると、その長方形度は1以上～1.2以下(A)と、1.2より大(B)の2群に分かれる。そこで、この群構成と建物群の配置とがどの様に対応するのか検討すると、図2左で明らかな様に北群はA群に属し、中央群はB群に属することが判る。南群は全容が出ていないので不明。東群10号はA群、12号はB群と統一されていない。なお竪穴住居は1である。すなわち、中央部の建物群にあっては、分布の差異と建物の長方形度の差が対応するのである。北群と中央群は、厳然と区分されているのである。又、長方形度に床面積を加味した図2右は、この区分をより明確に表現してくれる。しかし、この図で重要な点は、群の区分には床面積の大きさは対応しないということである。以上より、建物の長方形度の差異は群の差異—群間—の関係を示すものであるといえる。それでは、床面形を決定するもの、つまり群の特性とはどのようなものであろうか。

次に古墳時代前期より奈良時代に至る竪穴住居、掘立柱建物の長方形度を検討し、その中から床面形を決定する群の特性を抽出することにしよう。

古墳時代前期から奈良時代まで、4つの画期が認められる。Ⅰ期4世紀は、竪穴住居は1以上～1.2以下、掘立柱建物(以後建物とする)は1から1.5の間をバラつく。Ⅱ期は5世紀から6世紀前半まで、竪穴住居は前期と同様1以上～1.2以下にくるものが多いが、それよりもやや大きいものもある。建物は4世紀後半ではややまとまりをみせ始め(1以上～1.2以下)、5世紀後半になると、1以上～1.2以下、1.2より大の区分がみられる。建物の長方形度に複数のまとまりが出現するのである。倉は全て1以上～1.2以下である。6世紀に入ると、前代の傾向がより明確となる。すなわち、前代の1.2より大の1区分が、実は1.2より大～1.4以下、1.4より大の2区分であったことを知るのである。Ⅲ期は6世紀後半であるが、竪穴住居と倉が1以上～1.2以下であることを除いて、大きな変化が起きる。大和川今池遺跡¹⁵⁾では、1以上～1.2以下と1.4より大に2極分解し、大園遺跡¹⁶⁾では、1以上～1.2以下が殆んど無くなるのに対し、1.2より大～1.4以下が充実する。総じて長方形度が大になる。Ⅳ期7世紀は不明であるが、奈良時代に入ると、長方形度の小さいものから大きいものまで極端なバラツキをみる¹⁷⁾。倉も又、従前のあり方を踏襲するものの、和泉監正税帳天平9年の残簡による正倉は、1以上～1.4以下、3以上の2区分、丸太倉が1以上～1.2以下と古制である。以上、長方形度の変遷をみたが¹⁸⁾、大園遺跡5世紀後半の建物群出現過程に焦点を合わせると、4世紀ではバラツキのあった建物群が5世紀に到ると、1以上～1.2以下、1.2より大～1.4以下、1.4より大の3つのまとまりに収束され、さらにその3区分だけでなく、数値までが6世紀後半まで継承されたこと、竪穴住居は古墳時代を通じて、殆んどものが1以上～1.2以下のまとまりに入ること、この2点が注目されるのである。この現象は、竪穴住居は古墳時代前期(弥生時代後期まで測れる)の伝統を持ちつづけ、一方、掘立柱建物は、前期と中期の間に断絶のあったことが推定できるのである。新たに出現した掘立柱建物群は、その後の長方形度の区分数値まで決定しており、当初より完成された様式を持っていたと推察される。よって、中期掘立柱建物の建築を可能ならしめたものは前期からの伝統ではなく、須恵器製産同様、大陸からの新しい文化であったといえよう。しかし、全てが新文化によるものであったとはいえない。それは、長方形度区分1以上～1.2以下が¹⁹⁾まさしく竪穴住居の数値を示しているという理由からである。この数値は竪穴住居よりもたらされた可能性が大なのである。すなわち、中期掘立柱建物はその長方形度によって、伝統文化、大陸新来文化の二つの形式に

分かれるといえるのであるが、それは、前期掘立柱建物建築様式からは断絶した、新文化の建築様式を構成するものである。

伝統の文化と新しい文化、古墳時代中期の支配層の指向は明らかである。すなわち掘立柱建物における上記2つの形式は、階層を表わす。建物に即せば、「格式」とも呼べるものである。

以上より、大園遺跡中期後半掘立柱建物群の各群の特性を次の様に結論できる。中央群は上位の、北群は下位の建物群である。これは又、中央群9号の特性に合致するところである。なお、このような群構成を集落初期に溯って観察すると、興味ある事実を指摘できる。当初の建物群の構成は、中央部に竪穴住居2基と倉1棟、北部と南部に各々掘立柱建物1棟である。この分布はそれ以降、北群、南群、中央群の3群構成に継承され、そこに同一集団、もしくは系譜でつながる集団の存在が確認された。従って、当初より群構成が定まっており、それ故、上位対下位の群間の格差は、既に存在していたと推定されるのである。竪穴住居2基が上位、掘立柱建物群が下位となるのである。これは一般観念に矛盾する。しかし、その掘立柱建物群は、長方形度1以上~1.2以下の群に属すること、竪穴住居に倉が伴うことより、逆転はあり得べき現象であり、実際にその群構成を示す建物群がある。それは家屋文鏡である。この対比より²⁰⁾、逆に竪穴住居が蓋を持つ家屋文鏡の謎は解ける。すなわち、家屋文鏡中、蓋を持つ高床建物と竪穴住居は支配層（鏡を出土した佐味田宝塚古墳の地域性を考慮すると畿内王権構成員が想定される）の住居であり、それは大きく上、下2クラスに分けられる支配層の存在を示しているといえよう。これより、大園遺跡中期後半の竪穴住居（おそらく1号）の家長=後の9号家長、がこの下位のクラスに属していた可能性も指摘されるのである。

(v) 井戸の分布(図1)

東部墓域に5世紀前半の、中央部住居域、西部墓域に5世紀後半の井戸が分布する。中央部住居域の井戸群を観察すると次の3点が注目される。①南、北、中央各建物群に各々井戸が伴うこと²¹⁾、②中央群に西接して井戸3基が南北に並ぶこと、③井戸の分布には、④⑤で明らかな様に二通りあるが、その2群の井戸の間には明確な差異が看取される。以上である。①から、建物各群が少なくとも同様の消費単位であり、倉を除き、各群は群として一つの建物形式を持つ点を考慮すると、各群の建物は等しく住居であったといえる。②から、中央群建物に西接する3つの井戸群は、その配置、個数が、南、北、中央よりなる建物群に対応する。従って、この井戸群と建物群は同一の構成をとったといえる。しかし、中央群には3棟の倉が南北に配置されている点を考慮すると、井戸群と倉群の対応関係も想定できる。いずれにせよ、井戸群が中央群に所属している状況は、全群の統一性と中央群の優位性を物語っている。③からは、井戸の機能の分化を指摘できよう、中央群に伴う3基の井戸群は、各建物群に伴う井戸より小さい。又、後者には方形、楕円形プランの両方が認められ、前者は方形プラン1種である。既に明らかな様に、各群に伴う井戸には日常生活用水の供給を求めた。中央部に伴う3基の井戸には、正反対の非日常生活用水の供給を求めるとも可能であろう。すなわち、井戸を媒介とした祭祀を想定するならば、中期後半の建物群を形成した人々は、その階層性を外面に装おう一方、9号のもとに一つの祭祀集団としての性格も持ち合わせたといえよう。

Ⅲ おわりに—建物群の構成と墓制

以上、建物群の構成について、多岐にわたって分析したが、本章では、本稿の結論とし

て、建物群の構成と墓制について検討することにする。

まず、建物群の構成をまとめよう。それは、南、北、中央の3群より形成されている。北、南群は住居より形成され、中央群は3棟の倉庫とその規模、その床面長方形度において傑出した9号住居と2棟の小さな住居から形成されている。これらの群間の関係についてみると、中央群と北、南群は、上位と下位の関係にあり、さらに上位に9号が位置し、一つのまとまりを形成するのである。9号には倉を独占保有し、全群の掌握、統一を旨とした人々を見出すことができる。それでは中央群の他の住居の人々、北、南群の人々は9号住人にに対し、どの様な位置づけがなされるであろうか。墓制によって検討しよう。

Ⅰ章(i)で、先に遺構群の配列を分析したが、住居域の東西両側に墓域をみた。そして集落住人の間には、東に葬られる人々と西に葬られる人々に2分される集団が存在することを指摘した。又、彼らは、墓制が共に土壙墓であるところから、その内に格差を持たない集団といえる。この集団は、いずれの群に属す人々であろうか。私は、南、北両群を挙げたい。中央群の両脇に左右対称形に2分され、共にその下位にある、南北両群こそ上記した墓制にふさわしい。そうすると、中央群、就中9号住人の墓制は、どの様なものであろうか。大園遺跡周辺の諸遺跡を観察するに、上町遺跡で埴輪円筒棺(5世紀中葉)、水源地遺跡で土壙墓(古墳時代?)が検出されており、又東方、丘陵西辺部を巡って、黄金塚古墳(前期後半)、貝吹山古墳(中期)、大園古墳(後期初頭)、富木車塚古墳(後期)が点在し、取石古墳群²⁹⁾が形成されている。一体いずれの墓制を採用したのであろうか。南北群は土壙墓であった。従って、南、北群と中央群及び9号の関係を考慮すると、我々は中央群、就中9号住人にふさわしい墓制は、古墳であると結論できるのである。上記した古墳群中、その内容が明らかなものは少ないが、埋葬施設が明らかなものは全て複数埋葬施設をみる(黄金塚古墳、富木車塚古墳)。一つは前期後葉に、今一つは後期に属し、そのまま大園遺跡の被葬者に用意することはできないが、その変遷過程より、9号の家長を第1埋葬施設に、その周囲、及び地点を別にして、家長との出自上の遠近、群中の位置等に従って9号住人、中央群住人の埋葬施設が設けられたことも想定できるのである。

以上、建物の群構成と墓制の関係について検討し、建物群を形成した人々に墓制を同定した。その結果は、9号家長と各群を構成する人々の性格をより明確にするものであった。すなわち、9号家長は、後の大鳥郡の南端1郷を若干越える程度の範囲の首長として(取石古墳群と隣接する古墳群の分布より推定)、畿内王権の構成員中下位に位置し(家屋文鏡より)、中央群との血縁関係を軸に(墓域の共有)、支配集団を形成した。さらに、彼らとは非血縁関係にある、南、北2群の血縁集団をその組織に従え(建物群の配列)、隣村をその配下に組み込んだものであろう。もっとも、中央群、南群、北群は、9号の支配下にあっては、祭祀集団として一つにまとまり、又この字状建物群の配列にあっては、相互に全体の1/3としてある等、群間にそれほど格差は認められない。南北群を形成している集団は、中央群集団の隷属民ではなかったといえよう。集落が末期を迎え、全員が去った後にも北群の末裔だけは独りこの地で生活を続けたということが、それを如実に物語っているのである。

最後に、集落の特性についてふれておこう。大園遺跡古墳時代中期後半の建物群は、居住を第一義にした集落ではなく、地域支配の拠点であり、支配組織の単位であった。それが如何に明確であったかは、建物のあり方そのものまでが支配形態を表現していることのでわかるのである。古墳被葬者の居住した建物群のたたずまいは、豪族の館と呼ぶにふさわしいものであった。

注

1. 広瀬和男『大園遺跡発掘調査概要Ⅲ』1976年3月，大阪府教育委員会。
2. 広瀬注1，広瀬和男「古墳時代の集落類型—西日本を中心として」『考古学研究』第25巻第1号 1978年6月。
3. 広瀬注2，11頁。
4. 小笹原好彦「畿内および周辺地域における掘立柱建物集落の展開」『考古学研究』第25巻第4号 1979年3月。
5. 小笠原注4，92頁，その集落とは奈良県法隆寺東院下層遺構，大阪府難波宮下層遺構，京都府正道遺跡を指す。
6. 竪穴住居の時期を直接示すものはないが，次項(iii)で明らかな様に，一部の建物群との共存が想定できる。又，掘立柱建物群は報告書では14棟となっているが，11号の西に位置する柱穴の配列より，新たに1棟を想定し，13号とした。従って計15棟となる。
7. 竪穴住居はI群8，9号と重複および切合関係にある。従って，8，9号構築の際，取り壊され埋め戻されたものと推定される。
8. 【章(V)参照。建物各群が井戸を持つこと，倉を除いて各群は，同一形式の掘立柱建物からなることより，各群の建物を等しく住居とした。
9. 先に，各群に固有の配置規制があったとしたが，これはコの字状配列に合致する。すなわち，固有としたものは全体における部分の役割に収束されるのである。
10. 後藤守一『上野国佐波郡赤堀村今井茶臼山古墳』1933年4月，帝室博物館。
11. 法隆寺東院の講堂である伝法堂は，聖武天皇夫人の橘古那加智の住宅が施入されたものであるが，住宅時，檜皮葺，正面4間，側面5間，切妻造平入であったものを，桁行を7間に伸ばし，平入，瓦葺に改築することによって講堂とした。講堂への改造時に，妻入を平入にすることにより，伽藍に対し平を正面にしている。住宅時の配列は不明であるが，おそらく妻を正面としていたことであろう。特定の配列に対し，建物群は特定の正面観をもつものである。
12. 平井聖『日本住宅の歴史』38頁～48頁，1974年7月，日本放送出版協会。
13. 茶臼山古墳の竪魚木をあげた復原家形埴輪は平に2つの出入口を持つ。一つは端に寄っており，今一つは中央にある。報告者は，出入口の一つは窓の可能性ありとしている。類例からいえば，中央の出入口は窓となる。なお，窓の位置から，この家形埴輪も又前後2室の間取りが想定されている。後藤守一注9，23頁。
14. 大陸からの掘立柱建物の建築技術の導入例は，古墳時代前期後半の三重県石山古墳出土の家形埴輪の組物線刻が著名である。しかし，建築技術の体系としての，又組織的の伝来は，後述する様に中期まで待たなければならない。又，茶臼山古墳の家形埴輪の配置と中国瀋州大都督府瀋城県の府君王氏休泰墓の家形明器配置の類似性から，建物細部だけでなく，豪族の居館，ひいては郡庁構成も又，中国の影響下に成立したとの説もある（藤沢一夫説，野上丈助「埴輪生産をめぐる諸問題」『考古学雑誌』第61巻第3号，1976年2月）。中国の明器配置例や，家屋群の主屋は，平入，平を正面に向けるのが一般である。そうすると，茶臼山古墳家形埴輪例は，仏教伝来を待つまでもなく，大陸系の定まった型としてあり，一方，大園遺跡9号の正面観は，日本独自のもと考えざるを得ないのである。
15. 森村健一・他『大和川・今池遺跡—第1地区発掘調査報告』1979年3月，大和川・今池遺跡調査会。
16. 神谷正弘・他『大園遺跡発掘調査概報2』1976年3月，大園遺跡調査会。
17. 宮の前集落遺跡は，摂津の一般的な集落であるが，平城京の貴族の住宅は全く異なった展開を示すであろう。同様のことは，既に6世紀の正道遺跡，法隆寺東院下層遺構と同時代の集落の比較でも現われる。遺跡の性格を適確に把握しなければならない。

18. 資料の増加によって修正部分がでるかもしれない。しかし、種々の形態の集落資料が集まっているので、長方形度のバラエティーは包摂されているといえよう。又、地域は和泉を中心としておりより実体的な変遷が把握できるものと考えている。
19. 長方形度1以上～1.2以下は、倉を除く掘立柱建物にあっては、6世紀後半で急激に減少する。この点からも、この長方形度は変遷上、古制を伝えるものであるといえる。
20. 家屋文鏡と大園遺跡中期後半の竪穴住居、掘立柱建物の対比、および固定作業は、その出土した地域、その所属した時期の差異より、不可能とされるかもしれない。しかし大園遺跡および近隣諸遺跡のまとまりとその性格を表徴する耳石地区古墳群は、4世紀後葉から5世紀末まで、一貫して畿内王権に対し同様の地位を保っていたことが推定されている。すなわち、広瀬和男氏の分析（『大園遺跡発掘調査概要Ⅱ』1975年3月、大阪府教育委員会）によれば、前期後葉の黄金塚古墳の第一主体部が竪穴式石室でなく、傍系的な粘土槨であること、耳石地区古墳群北方の疾寺古墳群が5世紀中葉突如として出現し、その墓制とも関連して背後に領域の割譲等畿内王権の強権活動が推測されること、常に100mを越えない、中・小規模の古墳が構築されていること、取石地区古墳群とその南信太地区古墳群を形成した地域の支配共同体は、4世紀後葉から5世紀末まで、その政治同盟によって畿内王権から首長権を承認されていたと推定されること、従って個別勢力としては一つの政治単位にはなり得なかったこと、以上より、取石地区古墳群を形成した地域の支配共同体は、4世紀後葉から5世紀末まで、畿内王権に対して同様の被支配共同体としてあったという結論が得られている。この様な大園遺跡中期後半（5世紀後半）の建物群をとりまく政治関係は、上記の対比作業を可能にし、さらにその同定結果の補強材料ともなるのである。なお、竪穴住居は掘立柱建物へ改築されるが、上述より、その政治的関係が変化したのではなく、中期における建築技術の革新を示すものである。
21. 南群は不確かな建物群が1棟存在するだけであるが、北群、中央群における井戸と建物群の結びつきから、井戸の存在をもって逆に南群の成立を推定したのである。

図 注

1. 石神怡・鈴木陽一『大園遺跡・古池北遺跡発掘調査概要』1978年3月、大阪府教育委員会。
2. 石神怡・他『和気』1979年3月、和気遺跡調査会。
3. 酒井龍一・他『土生遺跡発掘調査概要』1976年3月、岸和田市教育委員会。
4. 井藤徹「七ノ坪遺跡発掘調査概要」『大阪府文化財調査概要1973年度—Ⅰ』1976年9月、大阪文化財センター。
5. 中村浩・他「陵南遺跡発掘調査概要」『大阪府文化財調査概要、1974—Ⅰ』1976年9月、大阪文化財センター。
6. 原口正三「古代・中世の集落」『考古学研究』第23巻4号、1977年。
7. 小笠原注4。
8. 浅野清『法隆寺東院に於ける発掘調査報告書』1948年3月、国立博物館。
9. 八幡一郎『稲倉考』1978年10月、慶友社。
10. 林野全孝・桜井敏雄『神社の建築』1974年11月、河原書店、平井注12。

Summary

In this paper we study the composition of structures in the later-middle *Kofun* period found in the Ozono site at Takaishi City, Osaka Prefecture.

As a result we have the following conclusions on the characteristics of the organization of the inhabitant ;

- (i) The community was organized with three groups, each of which had its own blood relation ship.
- (ii) Among three groups, one group dominated over others.
- (iii) Even the dominated group situated in the lower class among the live up of the *Kinai* regime.